

## 自立訓練（機能訓練）に要する費用の額の算定方法

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第11 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 機能訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 機能訓練サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が20人以下 785単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が21人以上40人以下 701単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が41人以上60人以下 667単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が61人以上80人以下 639単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(5) <u>利用定員が81人以上 601単位</u></p> <p>ロ 機能訓練サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>所要時間1時間未満の場合 254単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>所要時間1時間以上の場合 584単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位</u></p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービス費 <u>785単位</u></p> <p>注1 イについては、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に掲げる自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練(機能訓練)(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日</p>	<p>第11 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 機能訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 機能訓練サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下 668単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 635単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 609単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上 572単位</u></p> <p>ロ 機能訓練サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>所要時間1時間未満の場合 187単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>所要時間1時間以上の場合 280単位</u></p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービス費 <u>668単位</u></p> <p>注1 イについては、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に掲げる自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練(機能訓練)(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日</p>

につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロの(1)及び(2)については、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(機能訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(機能訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2の2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※別に厚生労働大臣の定める者は以下のとおり。

厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百六十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号))

につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(機能訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(機能訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

- 3 ハについては、指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が基準該当自立訓練(機能訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
  - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
  - (2) 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95
  - (3) 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日

- 3 ハについては、指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が基準該当自立訓練(機能訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
  - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
  - (2) 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95
  - (3) 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日

までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合  
100分の95

- 5 利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

#### 1の2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員(注2において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合  
100分の95

- 5 利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が15以上(指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設である指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設において、指定自立訓練(機能訓練)又は指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機

能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

#### 4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練(機能訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

#### 4の2 リハビリテーション加算 20単位

注 次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練(機能訓練)等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期

能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該

指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。